

デイサービスセンター和気運営規程の概要及び重要事項

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 事業者は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基盤とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

2 事業者は、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容並びに勤務体制等

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種名	員数		職務内容
	常勤	非常勤	
管理者(センター長)	1		事業者理事長の命を受け、事業所の事務を含む統括管理及び介護計画の作成を行う。(生活相談員と兼務)
生活相談員	2		生活相談業務、市町村、居宅介護支援事業者及び各サービス事業者等との連絡調整並びに事務処理に当たる。 (1名は管理職と兼務)(1名は介護職員と兼務)
介護職員	3	1	利用者の介護に当たる。 (常勤1名は生活相談員、非常勤1名は看護職員と兼務)
看護職員	1	2	利用者の看護に当たる。(常勤1名非常勤1名は機能訓練指導員、非常勤1名は介護職員と兼務)
調理員		3	利用者の給食業務に当たる。
事務員			事業所運営に関する事務に従事する。
機能訓練指導員	2	1	利用者の機能訓練指導に当たる。(常勤1名非常勤1名は看護職員と兼務)

(従業者の勤務体制等)

第4条 事業者は、毎月の勤務体制は、事業者就業規則に定めるところによる。

2 管理者は、毎月の勤務表を前月15日までに策定し、当該従業者に周知するものとする。

3 事業所におけるサービスの提供は、直接事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 事業者理事長は、事業所の従業者に対し、資質の向上のため研修の機会を確保するものとする。

第3章 営業日及び営業時間並びに利用定員

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3)サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、事業所の営業日の一日当たり18人とする。

第4章 サービスの内容及び利用料、その他の費用の額

(サービスの基本方針)

第7条 サービスは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を行うものとする。

(サービスの具体的方針)

第8条 事業者は利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

2 事業者は利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるように配慮して行うものとする。

3 事業者は、次条に規定する地域密着型通所介護計画(以下「介護計画」という。)に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

4 事業所の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 事業所の従業者は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスを提供するよう努めなければならない。

6 サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

7 事業者は、特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

8 事業者は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文章の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第9条 事業者が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
 - (2) 生活指導(相談援助等)
 - (3) 機能訓練(日常動作訓練)
 - (4) 介護サービス・入浴サービス
 - (5) 給食サービス
 - (6) 介護方法の指導
 - (7) 一般的健康状態の確認
 - (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助
- 2 サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が認める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。
- 3 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額(詳細は別紙料金表)を徴収することができる。
- (1)利用者の選定により、次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2)食費(食材料費・調理費)
 - (3)おむつ代
 - (4)前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要と

なるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

- 4 事業者は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の実施地域は、松山市の地域とする。ただし島しょ部は除く。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての注意事項等)

第11条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
- (2) 故意にこの規程等に違反した者

第7章 緊急時における対応

(緊急時における対応)

第12条 事業所の従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他

必要な場合、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応等)

第13条 事業者は、事業所のサービスの提供により事故発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

3 事業者は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとする。
- (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

4 事業者は、事故が発生した時、事故の状況及び事故に際して採った処理について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(非常災害対策)

- 第 15 条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年に 2 回避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に対する具体的な契約や、通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとする。
- 3 非常災害の予想される種別を、立地条件等から、火災災害、地震災害、風水害災害、渇水害災害とし、災害種別ごとに具体的な計画を立てるものとする。
- 4 非常災害対策の具体的な計画書(災害対策マニュアル)を、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 災害対策マニュアルに沿った備蓄品の確保に努めるものとする。

第 8 章 地域との連携

(地域との連携等)

- 第 16 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の従業者又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの従業者等、により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね6月に 1 回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないものとする。
- 2 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。
- 3 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。
- 4 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないものとする。

第 9 章 その他運営に関する重要事項

(苦情処理)

- 第 17 条 事業者は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。(別紙参照)

(秘密保持)

- 第 18 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等や緊急やむを得ない時の医療機関等に対して、利用者の個人情報あるいは療養情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(第三者評価の実施状況)

実施の有無	無
実施年月日	無
評価機関	無
評価結果の開示状況	無